

各 位

会 社 名 株式会社 文 溪 堂
代表者名 代表取締役社長 水 谷 邦 照
(コード番号9471 名証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 舟 戸 益 男
電話番号 (058) 398-1111

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月18日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において第56期定時株主総会に付議する定款の一部変更について決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 単元株式数の変更について

1. 最近の投資単位の状況及び変更の理由

(1) 最近の投資単位の状況

① 直前事業年度の末日における最終価格をもとに 算出した1売買単位当たりの価格	1,040,000円
② 直前事業年度における日々の最終価格をもとに 算出した1売買単位当たりの価格	922,491円
*直前事業年度の末日における単元株式数	1,000株

(2) 変更の理由

個人投資家層の拡大並びに株式流通の活性化を図るため。

2. 変更の内容

1単元の株式の数を、1,000株から100株に変更する。

3. 変更予定日

平成21年8月1日(土曜日)

II. 定款の一部変更について

1. 変更の理由

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

① 決議合理化法附則第 6 条の定めにより当社は、株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 8 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除、修正を行うものであります。

③ 株券喪失登録簿は、決議合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

④ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 平成 21 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 21 年 8 月 1 日をもって当会社の 1 単元の株式の数を現在の 1,000 株から 100 株に変更する旨の決議を行っております。単元株式数の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は、 <u>100 株</u> とする。
<u>(株券の発行)</u> 第 8 条 当社は、株式に係わる株券を発行する。 (2) <u>前項の規定に係わらず、当社は単元未満株式に係わる株券を発行しないことができる。</u>	(削除)
第 9 条 (条文省略)	第 8 条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 <u>(3) 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取その他株式に関する一切の事務は、株主名簿管理人に取扱</u> <u>わせ、当社は取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、 <u>公告する。</u> (削除)

<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 <u>当社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式または新株予約権に関する取扱、株主の権利行使に際しての手続き等およびその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 12 条～第 43 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式または新株予約権に関する取扱、株主の権利行使に際しての手続き等およびその手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 11 条～第 42 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p> <p>第 4 条 <u>本則第 7 条は、平成 21 年 8 月 1 日をもって変更を行うものとし、同日をもって本条はこれを削除する。</u></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 効力発生日

(1) 決済合理化法の施行に伴う定款変更

平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)

(2) 単元株式数の変更に伴う定款変更

平成 21 年 8 月 1 日 (土曜日)

* 単元株式数の変更に伴い、平成 21 年 8 月 1 日 (土曜日) をもって、株式会社名古屋証券取引所における売買単位も 1, 000 株から 100 株に変更されます。

なお、当日は同所の休業日につき実質上は、平成 21 年 8 月 3 日 (月曜日) から変更されます。